

佐渡市佐渡出身学生応援ギフト事業 Q&A

1 対象について

1-1. どのような学校が対象ですか？

学校教育法に規定する「大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校、各種学校」や同法に規定のない「予備校」も対象です。

上記に当てはまらない学校については、学校に通学されていることが証明できる書類（学生証等）をご提出いただくことを条件に、上記に準ずる学校として認められる場合は対象といたします。ご不明な場合は、佐渡市地域産業振興課へお問合せください。

なお、海上保安学校、防衛大学校、税務大学校その他の公的機関の教育機関の学生は対象外です。

※ 河合塾、代々木ゼミナール、駿台予備学校は専修学校の分類（法 125 条一般課程）として対象とする。

※ 法 134 条の都道府県知事によって認可される「各種学校」は、要綱の「学生等」で読むこととして、対象とする。

同様に無認可の学校（予備校、その他学校）についても、要綱の「学生等」で読むこととして、対象とする。（東進ハイスクールは無認可予備校）

なお、上記いずれも当該学校に通学されていることを証明する書類（学生証等）を添付することを条件とする。

1-2. 佐渡市の小学校を卒業していませんが、一時的に佐渡市の小学校に通っていました。この場合は対象になりますか。

「佐渡市内の小学校に在籍していた者」の要件に当てはまるため対象です。

1-3. 現在、学生を扶養する父母は佐渡市外に住んでいます。この場合は対象になりますか。

令和8年6月1日時点で学生を扶養する父母が、佐渡市内に住んでいないため（佐渡市の住民基本台帳に記録されていないため）対象外です。

※ 対象となる保護者等は、令和8年6月1日時点で佐渡市の住民基本台帳に記録されている保護者等（学生を扶養する父母、養父母等の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条に規定する保護者、同条第6条の4に規定する里親等）

をいいます。

1-4. 対象の要件に学生が国内に居住していることがあります。短期留学を予定していますが、対象になりますか。

一時的に国外に居住される場合は対象です。

なお、ギフトセットのお届け先は、10月～11月までにお受取りができるご住所をご指定ください。

1-5. 通学している学校では、学生証や在学証明書がありません。この場合は対象外ですか。

当該学校に通学されていることが証明できる書類を確認できた場合は、対象となりえます。学校名や証明書類等を確認させていただきますので、詳しくは佐渡市地域産業振興課へお問合せください。

2 申請方法について

2-1. 電子申請以外でもお申込みできますか。

原則、電子申請よりお申込みをお願いいたします。

スムーズにお申込可能ですので、ぜひご利用ください。

なお、どうしても電子申請でのお申込みが難しい場合は、「手書きした申込書の郵送・持参」又は「申込書データをメール」によりご提出いただくことも可能です。

申込書をご希望の方は、佐渡市総地域産業振興課までお問合せください。

2-2. 申込者は「学生」か「保護者等」に限られますか。

「学生」か「保護者等」のみに限られます。

2-3. 申込み内容（ギフトセット等）は変更できますか。

令和8年8月31日までは変更可能です。変更方法は「2-4」をご参照ください。

2-4. 申込内容の変更方法を教えてください。

お申込後、佐渡市地域産業振興課において申込内容の確認を行いますが、変更されるタイミングが「申込内容確認前」か「申込内容確認後」かによってお手続き方法が異なります。以下、いずれかによりご対応をお願いいたします。

【申込内容確認前の場合】

申込完了通知メール内の「申込内容照会・修正 URL」のリンク先から修正可能です。

【申込内容確認後の場合】

お電話又はメールにて、修正内容を佐渡市地域産業振興課へお知らせください。

2-5. 申込内容を確認するにあたり、「整理番号」と「パスワード」がわかりません。

申込完了通知メール内に記載しておりますので、ご確認ください。

もし、申込完了通知メールを破棄した場合は、佐渡市地域産業振興課へお問合せください。

2-6. 申込完了通知メールに返信しましたが、佐渡市からの返答がありません。

申込完了通知メールは、自動配信メールとなっております。佐渡市からの応答ができません。お問合せの際は、佐渡市地域産業振興課へご連絡ください。

3 応援ギフトの商品について

3-1. どんな商品が届きますか。

具体的な商品内容は10月までに市ホームページ上で公開予定です。

3-2. いつ商品が届きますか。

令和8年10月から順次お申込みいただいた「応援ギフトのお届け先」へお送りいたします。日時の指定はできませんので、ご承知おきください。

3-3. 返品・交換はできますか。

不良品を除き、返品・交換はできません。もし、不良品があった場合は、当該部分の写真をご撮影いただき、佐渡市地域産業振興課へお問合せください。

3-4. 不在にしており、応援ギフトの商品を受け取ることができませんでした。

配送事業者の保管期間内の場合は、配達事業者へご連絡いただき、再配達をご依頼してください。

配達事業者の保管期間が過ぎた場合、申込時に記載の不在時転送先へ再送いたします。再送に関しては着払いでの受取となりますので、必ずお申込の際に、「お受取ができる住所」及び「お受取ができない不在期間」をご入力ください。

不在時転送先でもお受け取りいただけなかった場合は、再度の発送は行いませんのでご承知おきください。

【お問合せ先】

佐渡市地域振興部地域産業振興課

電話：0259-67-7863

メール：sangyo@city.sado.niigata.jp